

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 15 日

福島地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 大 宮 将

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 5 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 8 月 12 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 8 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 福島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 9 日 午前 9 時 30 分 場 所 福島地方裁判所第一民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 8 月 20 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 8 月 22 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 15 日から当庁物件明細書等閲覧所に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	6,180,000 4,944,000	一括	1,236,000	50,349	13,266
1	2,320,000				
2	3,860,000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 福島市黒岩字弥生 |
| | 地 番 | 28番16 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 211.60平方メートル |
| 2 | 所 在 | 福島市黒岩字弥生28番地16 |
| | 家屋 番号 | 28番16 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 64.69平方メートル
2階 61.08平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月15日

福島地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 大 宮 将

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 福島市黒岩字弥生 |
| | 地 番 | 2 8 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 1 . 6 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 福島市黒岩字弥生 2 8 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 2 8 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 4 . 6 9 平方メートル
2 階 6 1 . 0 8 平方メートル |



令和 7 年（ケ）第 4 号
令和 7 年 3 月 18 日受理
令和 7 年 4 月 17 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所

執行官 佐久間 裕 子

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 福島市黒岩字弥生 |
| | 地 番 | 2 8 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 1 . 6 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 福島市黒岩字弥生 2 8 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 2 8 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 4 . 6 9 平方メートル
2 階 6 1 . 0 8 平方メートル |

(2 枚目)

関 係 人 の 陳 述 等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ Aの配偶者 ■ A (物件所有者)	(3月27日物件所在地で面談し事情聴取) 1 私は、Aの配偶者です。 2 物件2建物には、Aが家族と共に住んでいます。 (4月9日物件所在地で面談し事情聴取) 1 物件1土地について (1) 本土地は、地割れや陥没等はありません。 (2) 本土地を他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 (3) 本土地は、隣接地との間で境界が問題となったことはありません。 2 物件2建物について (1) 本建物には、私が家族と共に住んでいます。私が世帯主です。 (2) 本建物を他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 (3) 平成23年3月の東日本大震災時は、本建物の所有者は私ではなく、前所有者でした。この地震により、建物の基礎部分にはひびが生じ、前所有者がひびを埋める修理をしたようです。 私が本建物を購入し、引き渡しを受けた際、内壁や天井のクロスに剥がれやひびが複数ありました。また、2階南側洋間の床の一部の塗装が剥がれていました。そのため、私は、クロスのひびを埋め、塗装が剥がれた床を塗装し直すなど、自分で修繕しました。 (4) 私は本建物のリフォームや増改築をしていません。前所有者がリフォームなどをしたかどうかは、分かりません。 浴室の浴槽も、私が本建物を購入したときのままです。浴槽は、比較的新しいものですので、前の住民が新しいものに替えたのだと思います。 本建物はオール電化です。エコキュートは、私が本建物を購入する前に、不動産の販売業者が業者に依頼し、業者が溶接を行うなどして不具合を修理したと聞いています。本建物を所有して以降、エコキュートに不具合は生じていません。 (5) 室内でインコを2匹飼育しています。 (6) 室内で電子タバコによる喫煙をしています。 (7) 昨年、私達家族を誹謗するメモ紙が敷地内に入っていたり、カッターの刃が敷地内に置かれたりしました。誰がこのようなことをしているのか不明ですが、近隣住民がこのような行為を行っているのかもしれない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関 係 人 の 陳 述 等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ 管理組合法人弥生管理組合理事長	(4月9日電話により事情聴取) 1 私は、管理組合法人弥生管理組合の理事長です。 2 福島市黒岩字弥生地内南福島ニュータウンに土地及び建物を所有している者は、管理組合法人弥生管理組合の組合員になる必要があります。本件土地及び建物の所有者も対象です。 組合員は、当年度分の施設管理費4800円(400円/月)を、4月1日に一括で支払う必要があります。現在、施設管理費を滞納している組合員はいません。 維持管理負担金10万円の納付について、現在は廃止されていますので、新たな所有者が維持管理負担金を納付する必要はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 本件物件の状況は、公図写し、各階平面図、建物図面、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件1土地について
 - (1) 見分できる範囲において、地割れや陥没等は見受けられない。
 - (2) 本件土地は西側で福島市所有の110番土地に接している。110番土地の登記上の地目は公衆用道路であり、現況地目も同様である。
 - (3) 本土地と隣接地との間で、境界が問題となっている状況は見受けられない。
- 3 物件2建物について
 - (1) 建物内部
 - ア 見分できる範囲において、内壁や天井のクロスに、ひびが複数見られる。ひびの一部は、ひびを埋める修繕がなされている。
 - イ 経年劣化による内壁クロスや床の汚損が見られる。
 - (2) 建物外部
見分できる範囲において、建物土台に複数のひびがあり、ひびを埋める修繕がなされている。それ以外に外壁や屋根に目立った損傷等は見受けられない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年3月25日（火） 9：10－9：20	福島地方法務局	登記事項要約書交付申請（同日受領）
令和7年3月27日（木） 12：45－12：50	物件所在地	物件確認、現況（占有）調査、写真撮影、所有者Aの配偶者から事情聴取、現況調査期日通知書交付
令和7年4月9日（水） 10：00－11：00	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、所有者Aから事情聴取
令和7年4月9日（水） 14：00－14：05	執行官室	管理組合法人弥生管理組合理事長から電話で事情聴取
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		
年 月 日（ ） ： ー ：		

（特記事項）

■ 令和7年4月9日

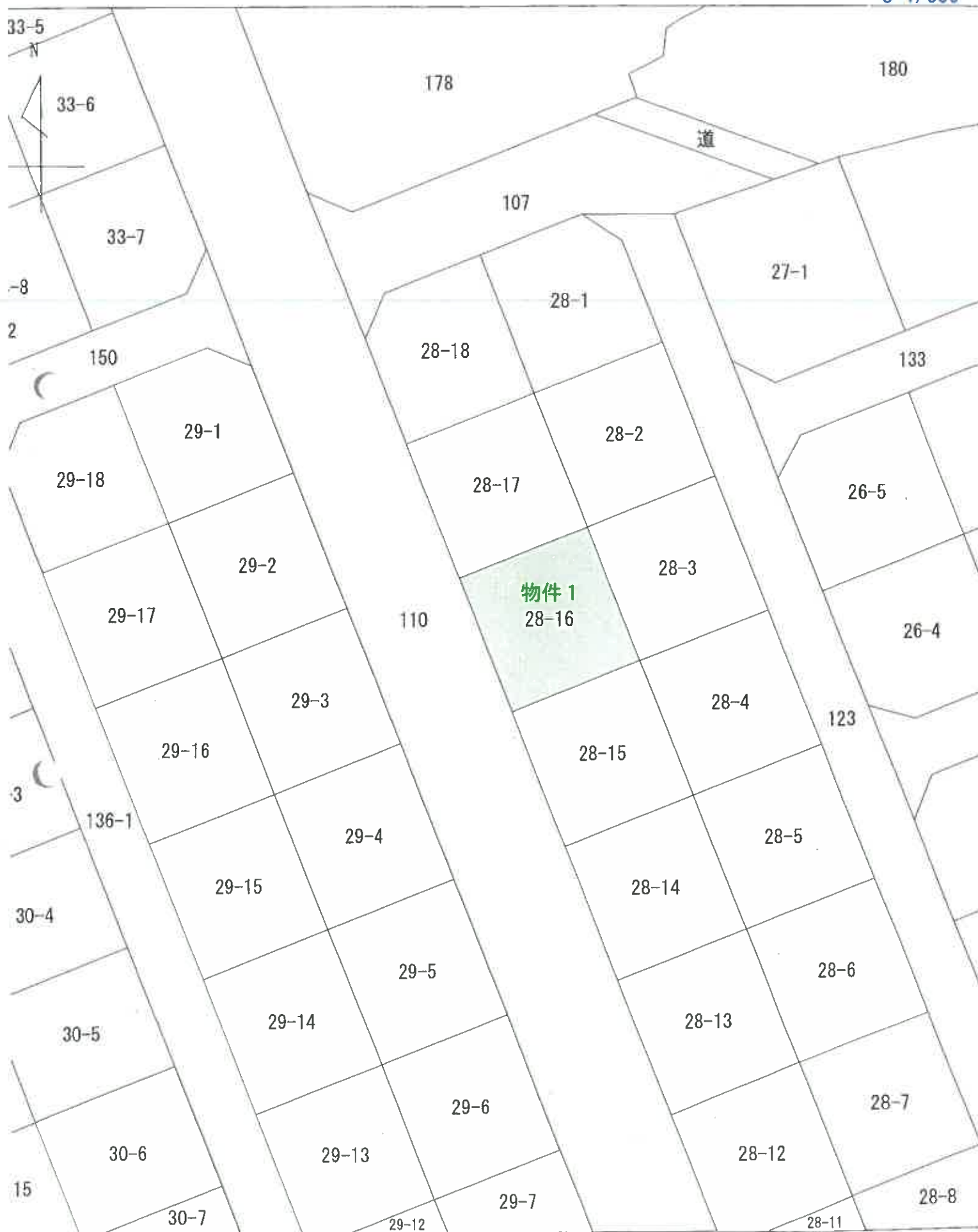
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

目的物件は在宅で解錠されていたが、在宅者に抵抗等の可能性があったため、立会人を立ち会わせた。

□令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



各階平面図 0101297

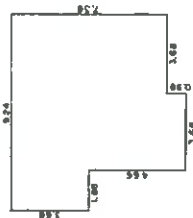
家屋番号: 28-16

建各階平面圖

物件2

建築物の所在
福島市黒岩字弥生28番地16

1 證



面 積 計 算 表

$$9.24 \times 3.68 = \underline{34.0032}$$

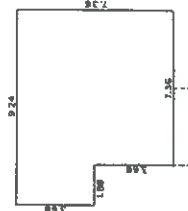
$$7.36 \times 3.68 = 27.0848$$

$$\underline{3.68 \times 0.98 = 3.6064}$$

64.5944

床面積 64.69 m²

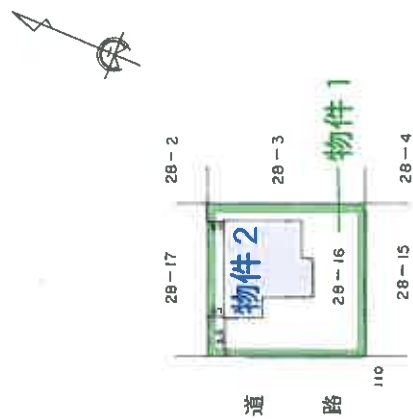
階
2

床面積 61.08 m²

$$\underline{9.24 \times 3.68 = 34.0032}$$

$$\underline{7.36 \times 3.60 = 27.0040}$$

61.0800

床面積 61.08 m²

作者

成 9 年 11 月 25 日 作 製

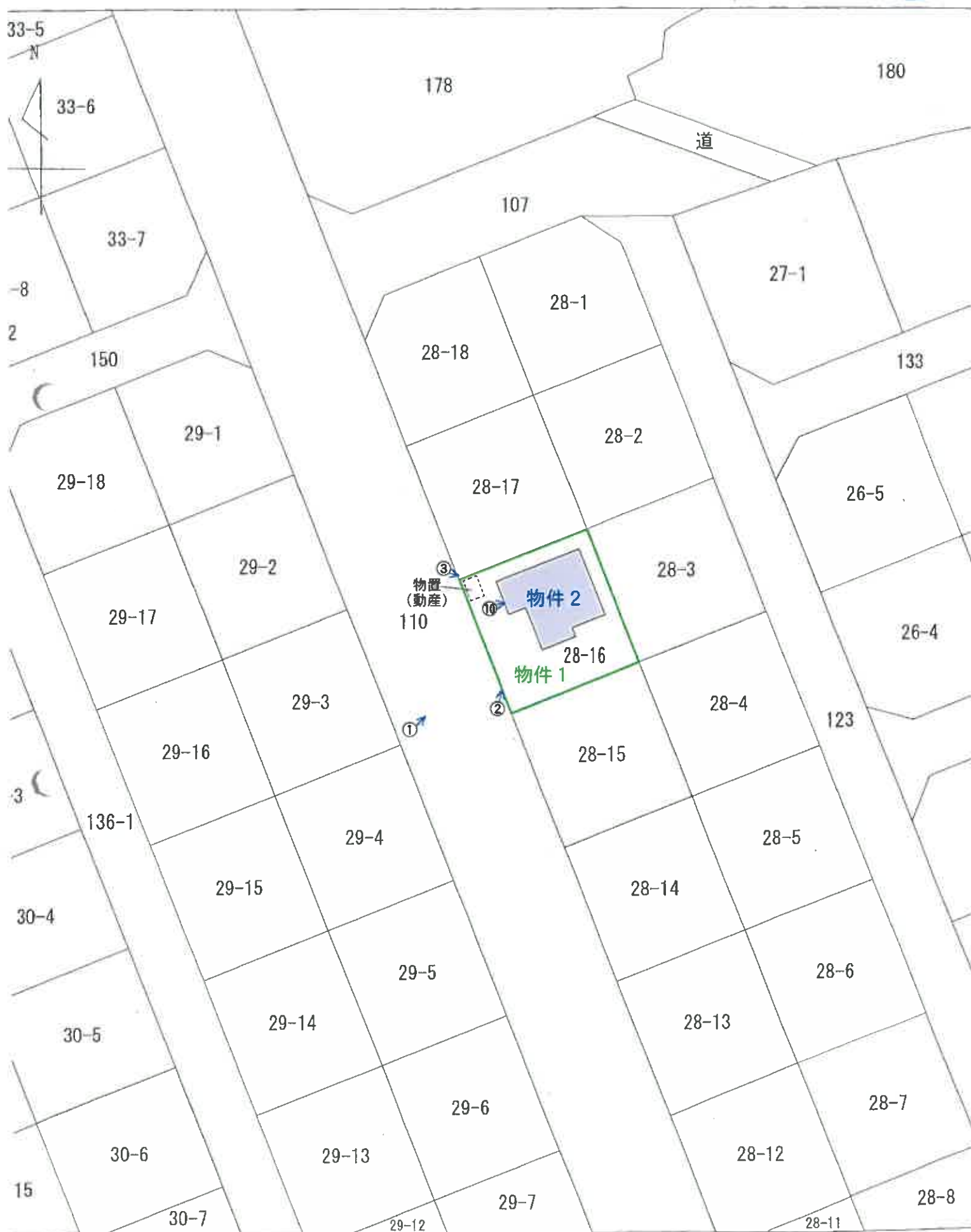
縮尺 $\frac{1}{250}$

申請人

縮尺 $\frac{1}{500}$

(福島県土地家屋調査士会福島支部)

原寸を70%に縮小



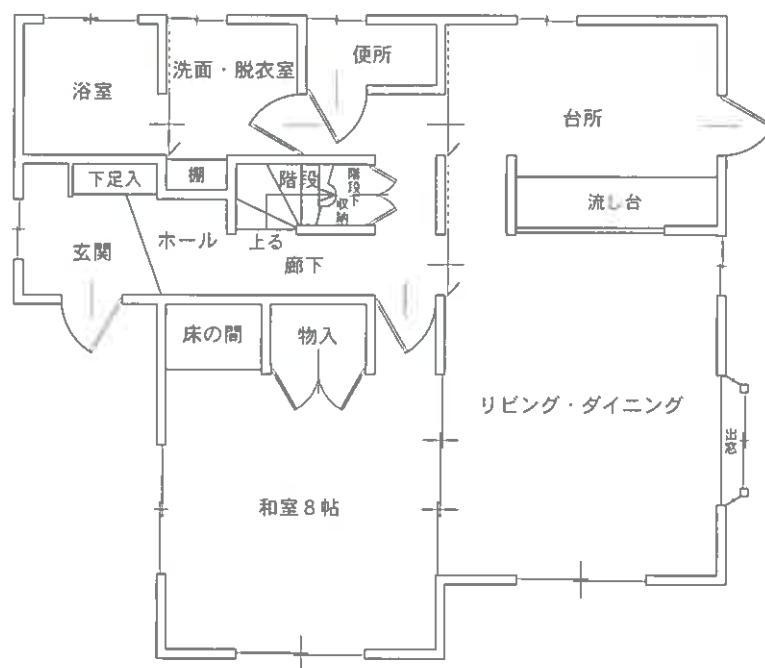
(9 枚目)

建物間取図

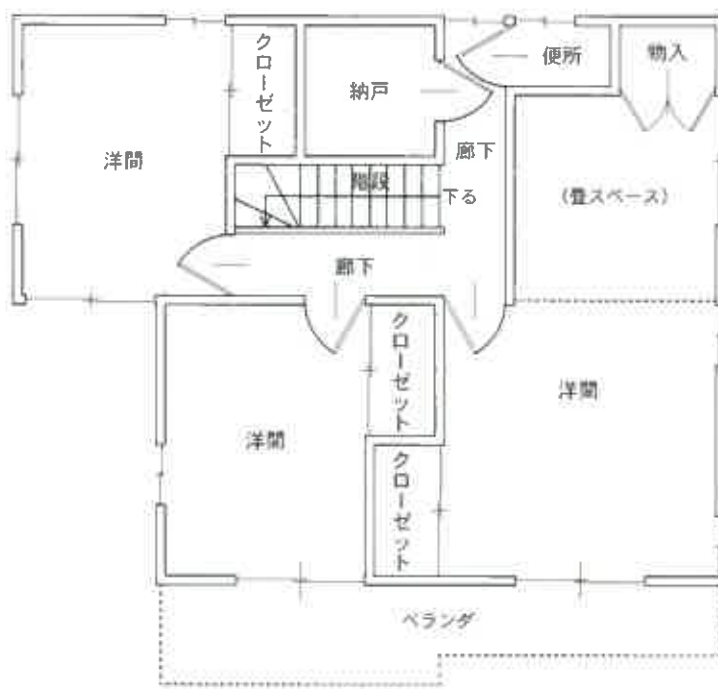
物件 2



1 階



2 階



スチール製物置(動産)

物件2



物件1

No. 1

スチール製物置(動産)

物件2



物件1

No. 2

物件2

スチール製物置(動産)



物件1

No. 3



物件2: 1階リビング・ダイニングの状況

No. 4



物件2:1階台所の状況

No. 5



物件2:1階浴室の状況

No. 6



物件2:2階北側の畳スペースの状況

No. 7



物件2:2階西側洋間の内壁クロスのひび

No. 8



物件2:階段脇の修繕がなされた内壁クロス
ひびの状況

No. 9



物件2:修繕がなされた土台のひびの状況

No. 10

令和7年（ケ）第4号
令和7年4月9日現地調査
令和7年4月23日評価

福島地方裁判所第一民事部 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

佐藤 栄一

第1 評価額

一括価格	
金6,180,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,320,000円
物件2（建物）	金3,860,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所 在 地 番 地 目 地 積	福島市黒岩字弥生 28番16 宅地 211.60m ²	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	福島市黒岩字弥生28番地16 28番16 居宅 軽量鉄骨造スレート葺2階建 1階： 64.69m ² 2階： 61.08m ² 計： 125.77m ²	
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 東北本線「福島」駅の南方約6.9km（道路距離、以下同じ。） J R 東北本線「南福島」駅の南東方約2.8km 福島市役所の南方約6.7km 福島市立杉妻小学校まで約2.7km 福島市立第一中学校まで約4.7km 最寄りバス停「南福島ニュータウン」まで約300m スーパー「ヨークベニマル南福島店」まで約3km 「蓬萊ショッピングセンター」まで約2.3km	
付 近 の 状 況	当該地域は、福島市街地の南方郊外に位置する、区画整然と一般住宅が建ち並ぶ住宅団地である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 100% 防火・準防火地域の指定なし 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当（特記事項参照）
画 地 条 件	間口 約14.8m、奥行 約14.3m、地積 211.60㎡ ほぼ正方形、中間画地 地勢は平坦 西側市道に等高に接面 北側・南側隣接地とほぼ等高、東側隣接地より約1.5m高い	
接 面 道 路 の 状 況	西側 幅員約12m 舗装市道（建築基準法42条1項1号）	
土 地 の 利 用 状 況 等	土地所有者が、目的土地上に物件2建物を所有し、占有している。 周囲は一般住宅が建ち並んでいる。	
供給処理施設	上 水 道 あり（特記事項のとおり） ガ ス 配 管 あり（特記事項のとおり） 下 水 道 あり（特記事項のとおり） （注） 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	○ <埋蔵文化財包蔵地について> 所管の福島市文化振興課で確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地「学壇古墳群」に該当する。 同課によれば、目的土地については現在の住宅団地開発時に試掘を行っていない地域であるため、現在の建物を建て替える際には文化財保護法に沿った手順を踏む必要があるとのことである。 ○ <上水道について> 福島市上下水道局の管理用図面で確認したところ、目的土地の西側市道に水道本管が埋設されており、当該本管より目的土地内に水道が引き込まれている。 ○ <ガスについて> 福島ガス株式会社に照会したところ、都市ガス供給区域で、目的土地の西側市道に都市ガス管が埋設されており、当該都市ガス管から目的土地内に都市ガスが引き込まれているとのことである。 但し、目的土地内に存する物件2建物はオール電化仕様であり、都市ガスは使用していない。 ○ <下水道について> 福島市上下水道局の管理用図面で確認したところ、公共下水道供用区域で、目的土地の西側市道に下水道本管が埋設されており、当該本管から目的土地内の公共ますに配管されている。 ○ 目的土地について、目視による外観確認を行った結果、地割れや陥没等は見られなかった。 ○ 目的土地の北西角に物置（動産）が存する。 ○ 執行官の調査によれば、目的物件が存する住宅団地に土地及び建物を所有している者は、管理組合法人弥生管理組合の組合員になる必要があり、組合員は、当年度分の施設管理費4,800円（400円/月）を一括で支払う必要があるとのことである。
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成9年10月6日 新築 経 過 年 数：28年 経済的残存耐用年数：7年
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：カラーベスト 外 壁：タイル貼り 天 井：ビニールクロス、目透かし、バスリブ等 内 壁：ビニールクロス、京壁等 床：フローリング、畳、クッションフロアー、磁器タイル等 設 備：電気・給排水衛生設備 その他：トイレは水洗、浴室はユニットバス オール電化仕様
床 面 積 （ 現 況 ）	1階：64.69㎡ 2階：61.08㎡ 計：125.77㎡ ＊登記と概ね合致。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：別添間取図のとおり
品 等	普通
保守管理の 状 態	普通
建 物 の 利 用 状 況	建物所有者が、住居として使用している。
特 記 事 項	○ 目的建物について、目視による外観調査の結果、以下のような状況が確認された。 ＜建物外部＞ ・基礎に若干のひび割れと多くの補修跡が見られた。 ＜建物内部＞ ・内壁のクロスに所々よじれやひびが見られ、一部剥がれかかっている箇所も見られた。一部ではひびを埋める補修がなされていた。 ・2階南西側洋間の床の一部の色が周囲とやや異なっていたが、所有者自らの補修によるものであるとのことであった。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	31,300	1.00	211.60	0.90	5,960,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価公示 福島一28

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 31,700\text{円/㎡} & \times & 99.7 / 100 & \times & 100 / 102 & \times & 100 / 99 & = & 31,300\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：102%（方位）

◇地域格差：街路条件：97%（幅員）

交通接近条件：104%（公共公益施設・商業施設等への接近性）

環境条件：98%（住居環境）

行政的条件：100%

格 差 率：99%

イ 個 別 格 差：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：102%（方位）

行政的条件：98%（埋蔵文化財包蔵地）

その他の条件：100%

格 差 率：100%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 物件 2 (建物)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	240,000	125.77	0.144	4,350,000

ウ 現 価 率 :

- a 経過年数 28年
- b 経済的残存耐用年数 7年
- c 観察減価及び中古物件の市場性 40%
- d 残価率 5%
- e 現価率 14.4%

$$e = \left\{ d + (1 - d) \times \frac{b}{a + b} \right\} \times (1 - c)$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	5,960,000	1.00	0.35	法定地上権	2,090,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1の土地の全範囲とした。

ウ 土 地 利 用 権 等 割 合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	5,960,000	- 2,090,000		1.00	0.60	2,320,000
2	4,350,000	+ 2,090,000	1.00	1.00	0.60	3,860,000
一括価格（合計）						6,180,000

ウ 占 有 減 価 修 正：特にない。

エ 市 場 性 修 正：特にない。

オ 競 売 市 場 修 正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 福島ー28

所 在 : 福島市蓬萊町1丁目12番14「蓬萊町1-5-8」
価 格 : 31,700円/㎡
位 置 : 「南福島」駅まで道路距離で約4.2km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 213㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水道
接 面 街 路 : 北東側6m市道
用 途 指 定 等 : 市街化区域
第2種低層住居専用地域
建ぺい率 50% 容積率 150%
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ郊外の住宅地域

2 固定資産税課税標準額（令和6年度）

物件1 : 825,840円
物件2 : 2,770,621円

第7 附属資料

公 図 写
各階平面図・建物図面写
土地建物位置関係図
建物間取図

以 上



登記年月日：平成9年11月28日

各階平面図 0101297

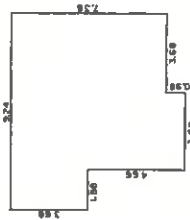
建物図面図

家屋番号 28-16

物件2

建物の所在 福島市黒岩字弥生28番地16

1 階

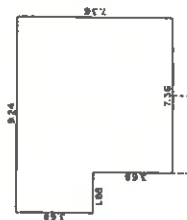


面積計算表

$$\begin{aligned} 9.24 \times 3.68 &= 34.0032 \\ 7.36 \times 3.68 &= 27.0848 \\ 3.68 \times 0.98 &= 3.6064 \\ \hline &64.6944 \end{aligned}$$

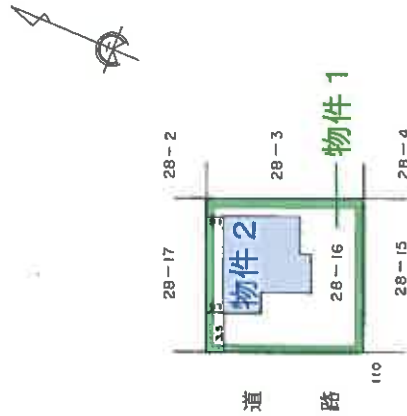
床面積 64.69 m²

2 階



$$\begin{aligned} 9.24 \times 3.68 &= 34.0032 \\ 7.36 \times 3.68 &= 27.0848 \\ \hline &61.0880 \end{aligned}$$

床面積 61.08 m²



作製者

平成9年11月25日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(福島県土地家屋調査士会福島支部)

原寸を70%に縮小



建物間取図

物件 2

